

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

当社は、社会インフラを守る存在としての責任を強く自覚し、国内外の社会およびステークホルダーからの信頼を損なうことのないよう、コンプライアンスの徹底と継続的な強化に取り組みます。

企業理念である「もっと優しい社会」の実現を目指し、お客様、取引先、従業員、地域社会をはじめ、すべての人や組織に対して、誠実・公正・公平な対応を率先して行います。

当社は、健康経営の推進を重要な課題と捉え、健康診断受診率の向上を目指した受診勧奨サービスや、スマートフォン等を活用し、管理栄養士や健康運動指導士による遠隔特定保健指導サービスを提供することで、従業員や関係者の健康維持・増進を積極的に支援しております。

これらの取り組みを通じて、持続可能な社会の発展に貢献し、パートナーの皆様とともに信頼と共に創の関係を築いて参ります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

SocioFuture 株式会社

企 業 名

代表取締役社長執行役員 菅原 彰彦

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。